

宇和島市教育委員会会議録

平成31年1月定例会

平成31年1月28日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成 31 年 1 月定例会 会議録

1. 開会日時 平成 31 年 1 月 28 日（月）16 時 00 分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	野田 克己	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	文化・スポーツ課課長補佐	森田 浩二
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	山本 利彦
学校給食センター所長	家藤 芳仁	吉田教育係長	井東 敬文
三間教育係長	末光 優子	津島教育係長	首藤 将文
福祉課長	古谷 輝生	福祉課子育て支援係長	酒井 恵里
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

報告第 1 号 専決処分した事件の承認について

(宇和島市生涯学習センター条例の施行期日を定める規則)

報告第 2 号 専決処分した事件の承認について

(宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則)

議案第 1 号 宇和島市伝統的建造物群保存地区保存条例

議案第 2 号 宇和島市生涯学習センター条例施行規則

議案第 3 号 宇和島市生涯学習センター設置規則を廃止する規則

議案第 4 号 宇和島市立図書館管理規則の一部を改正する規則

7. 会議概要

(1) 開会宣言（午後 4 時 00 分）

◎教育長

ただいまから年明けての初めての定例会、1 月の教育委員会会議を開催したいと思います。
まずは、少し時間は経っておりますけれども、年明け初めてということですので、明けましてお
めでとうございます。平成最後の年ということで、5 月には新しい時代を迎えるということであり
ますけれども、これから取り組む中身も、来年度、再来年度になりますか、小学校の学習指導要

領を完全実施に移行していきますし、次の年は中学校の学習指導要領が変わっていくということで、いよいよ準備も本格化していかなければいけないと思っています。新しい時代を迎えて、より一層ご協力いただけるようお願いしたいと思います。お配りしているこのペーパーをご覧くださいと思います。これはですね、この1月21日に文科省で中央教育審議会の教育課程部会というものが開かれていて、そこで新しい学習指導要領のリーフレットができましたということで、25日に文科省のホームページにアップされたものです。これは、どういうことかということ、一枚開いていただくとですね、どちらかというと右ページ冒頭、目指すのは社会に開かれた教育課程の実現ですと、そういう表現が出ています。これは、実は幼稚園、こども園、保育園の言わば学習指導要領に相当するルールは、この今年度4月から既に新しい中身に移されています。その幼稚園の教育要領の中の理念が、そして小学校中学校の学習指導要領、高校の学習指導要領も全て、そこに掲げられている一番大きなお題目が、社会に開かれた教育課程の実現と、こういうものです。何故そういうことを言っているのかということところが、ごくごく簡単にこちら側に説明が入っているのですけれども、要はこれからの社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断して行動できるそういうような明るい未来をともにつくっていくような子どもたちを育てていきたいと思います、ということ。文科省が良く使う言葉で言いますと、社会総がかりの教育を実現していきたいと思います、ということ。したがって教育は学校だけで担うのではなくて、大きく社会に教育課程を開いて、目指すべき目標を地域社会と共有しながら、ということになっています。それゆえ学校教育に馴染みが日頃ないような一般の方々にも、そういうことなのです、学習指導要領はこうなっていますということを理解していただくために新しく作られたと、そういう趣旨だというふうに理解しています。そして、2月13日にはこの新しい学習指導要領、生きる力という、文科省のホームページの中にそういう特設コーナーがあるのですけれども、2月13日にはリニューアルされるということですので、私たちもおそらくそこは分かりやすいような噛み砕いた資料などがアップされるのだらうと思っております。そういう意味では、関心を持っていきたいなというふうに考えております。それから、それと関連してですね、こちらの配付している資料をご覧ください。これ実は、1月7日にあった市内の小中学校の校長会でお話しした内容をかいつまんで、配布した資料です。3つ柱を立てているのですけれども、1つ目は新しい時代が来ましたという話と、2つ目は、したがって今年度一年間目指してきたものを再確認いたしましょう、再確認した中身を実行していく、その具体化する方法が実は学習指導要領の中身になっています。キーワードとしては4つあって、今申し上げた社会に開かれた教育課程というものを作っていきましょう。そのことを通じて地域と共にある学校を目指していきましょう。そのためのツールとして、大きく2つあって、1つはコミュニティ・スクール、もう1つは地域学校協働活動です。とこういうことをいっています。そのことについて、昨年12月21日に人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてという中教審の答申が出ているのですけれども、関係の部分を2箇所ほど抜粋したものを付けています。こういう部分について私たちは認識を共有したうえで、学校の先生方ともコミュニケーションを深めながら、地域として学校とどういふふうに具体的に関わっていけるかと、そういう形を

今後少しずつ具体化させていきたいなど、そういうふうを考えております。最後にこのようなページも、参考までに、先ほど実はこの4月から幼稚園と保育園と子ども園は、いずれも幼児教育施設として位置づけられました、この度初めてそう位置づけられましたということと、そこで目指しているものもやはり社会に開かれた教育課程ですと。遊びや生活を通じて、いわゆる非認知能力をつけてあげましょう、そういうことなのですよということを解説してくれた本の冒頭のページをコピーしたものです。後ほど時間がある時にご覧いただければ、若干分かりやすいかなというふうに思います。以上で、本題に先立ちましての、私のあいさつとさせていただきます。

(2) 教育長報告

◎教育長

続きまして、教育長報告に移りたいと思います。1月定例教育委員会教育長報告12月分という資料の1ページと2ページをご覧ください。昨年度12月は、概ねここに書いてあるような動きをして参りましたが、ここでは特に2日の放課後子ども総合プラン指導者研修会、これは松山のエスポワール、文教会館で行われたものと、18日の松野中学校でのドリームマップ研修会に参加してきましたということ、2点だけお伝えしたいと思います。

最初の放課後子ども総合プランの指導者研修会で配られた資料の一部を、こういう形で抜粋してお付けしております。これがどういう資料かといいますと、県が昨年度行った社会教育実態調査の中で、地域の活動への参加状況と自分の将来に希望を持っていると答えた人との相関をまとめたものですと、そういう説明でございました。これによると地域の活動に良く参加している子どもたちほど自分の将来に希望を持っている割合が高くなるという、そういう傾向が見られるということでした。特に、良く参加している、そのように答えた子どもたちの9割近くの人が当てはまる、又はやや当てはまる、要するに自分の将来に希望を持っているというそういう答えをしている、そういう意味でも社会に開かれた教育課程という言い方をさせていただきました。そして、いよいよ宇和島市の小中学校、手が挙がったところからコミュニティ・スクールも導入という動きが来ているわけですが、地域と子どもたちの関わる機会を上手に作ってあげるということが一つ意味があるのかなということを示してくれているデータになっていると思います。3ページをご覧ください。地域の活動への参加状況と周りの人の役に立ちたいと、そういうような意見を持っている子どもとの関係です。ここでも地域の行事に参加し、地域の方との関わりを多く経験することで、周りの人の役に立ちたいと、そういう意識を持つ子どもの割合が高くなっていると。特に良く参加していると答えた子どもたちの90%を超える人が、周りの人の役に立ちたいと、そういう回答をしている、そういうことです。そして、4ページをご覧ください。同じ調査の中で、保護者に対して、子育てや家庭教育に関する支援や機会の要望について質問をしているわけなのですが、その答えがこういう状況であったというものです。他の項目に比べて回答の割合が多かったものを赤い枠で示してくれている、そういう説明がありました。保護者からも、このように放課後の活動に対する高い要望がありますと。また、子どもたちが経験したことを地域で活かす場や仕組みづくりが必要だというような要望もあって、学校と家庭と地域の連

携に大きく関わるものだと、そういう説明がありました。なるほどなというふう感じたところ
であります。

そして、最後に12月18日に松野中学校のキャリア教育の一環として行われたドリームマップ
の研修会というものに参加してきたということを先ほど申し上げたのですけれども少し資料が行
ったり来たりで申し訳ありません、もう一度こちらの資料をご覧いただきたいのですけれども、
その3ページ目と申しましょうか、こういうページがあります。ここに新しい学習指導要領によ
って、この下段の白いところですね、新たに取り組むこととなる、あるいはこれからも重視する、
そういう内容がこれですというふうを示されている部分があります。プログラミング教育ですと
か、伝統や文化に関する教育、あるいは主権者教育、こんなものも必要になってきますと書いて
くれているのですけれども、その黄色い丸で並んでいるところの上のところですね、下記の他
に、体験活動、キャリア教育、起業に関する教育、そんなことも項目として並んでおります。防
災安全教育なども必要になってくると思いますが、ここではキャリア教育のところ少し注目し
たいと思います。それが、松野中学校が愛媛県では初めてドリームマップというものを作るのだ
ということを通じてキャリア教育に取り組んでいるということでしたので、それを少し見させて
くださいと見てきました。今、文部科学省と経済産業省がタッグを組んで、キャリア教育
の充実を図っていこうと取り組みをしています。このドリームマップを作るという愛媛県では初
めての取り組みの中身は、平成29年の経済産業省のキャリア教育アワード優秀賞を受賞した、そ
うのようなプログラムだそうです。ここでは細かなことは説明できませんが、子どもたちが非
常に喜んで取り組んでいる様子がありました。私たちもどういった取り組みによってこのキャリ
ア教育に絡んでいくのか、今年度よりジョブチャレンジアンダー15という取り組みを進め
ているところですが、なお一層の工夫も必要とされるかなと、そういうようなことを感じ
た12月2つでありました。以上をもって昨年12月分の教育長報告ということにさせていただき
たいと思います。この件に関して、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。それでは報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

○生涯学習課長

教育長。資料の3ページをご覧ください。報告第1号、専決処分した事件の承認について報告
するものです。専決した事件につきましては、4ページをご覧ください。専決第1号、宇和島市生涯
学習センター条例の施行期日を定める規則、これを専決処分したものです。専決日は、平成31年
1月4日です。内容につきましては、5ページをご覧ください。宇和島市生涯学習センター条例施
行期日を定める規則。宇和島市生涯学習センター条例の施行期日は平成31年4月6日とする、と
いうことでオープン日の4月6日に施行期日を定めるという規則を専決処分をしたものです。以

上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

次に、報告第2号について事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

教育長。それでは、報告第2号、11ページをご覧ください。専決処分した事件の承認について報告するものです。こちらにつきましても、同じく宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるものです。内容につきましては13ページをご覧ください。宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則。宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日は平成31年4月6日とし、この新しい宇和島市学習交流センターのオープン日をもって、設置条例の施行期日を定めようとするものです。参考までに設置条例を14ページ以降付けております。これの15ページ、16ページの施行期日を定めようとするものです。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

次に、議案第1号について、これも事務局から説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ課課長補佐

教育長。議案第1号です。宇和島市伝統的建造物群保存地区条例を、次のように制定しようとするものです。提案理由といたしましては、本市が定めようとする伝統的建造物群保存地区について、現状変更の規制、その他その保存のための必要な措置を定め、宇和島市における歴史的な

町並みの保存及び整備を行うため、新たに条例を制定しようとするものです。ということで、条例案ということで、18ページから22ページまで、条例案を付けさせていただいております。簡単に補足をさせていただきますと、主な規制事項になりますが、第6条の1項で現状変更の行為の規制ということで、届け出が必要、様々な改築増築等の時に現状変更行為という届け出が必要となるということと、12条関係でそれに伴う管理費、いわゆる修理費等の一部が補助できるということと、許可を得ないでそういうルールに従わなかった場合は、5万円以下の罰金の対象となりますよと13条に書いているというのが大きな内容であります。想定といたしましては、今後、津島町岩松地区を、この伝統的建造物群保存地区に指定して、国の選定に向かって適宜進めていく第一歩目の条例制定になるということで、委員の皆様には先日前もって関係資料として見ていただいておりますが、以上のとおりで提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎教育長

指定の前提として、こういう仕組みが必要になるということですね。

○文化・スポーツ課課長補佐

そうです。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

次に議案第2号、これについて事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長

教育長。資料の23ページをご覧ください。議案第2号、宇和島市生涯学習センター条例施行規則。宇和島市生涯学習センター条例施行規則を次のとおり制定する。提案理由につきましては、宇和島市生涯学習センター条例第23条の規定に基づき、宇和島市生涯学習センター条例施行規則を制定しようとするものであります。これにつきましては6ページに記載しております宇和島市生涯学習センター条例と24ページの規則を見ていただけたらと思うのですが、宇和島市生涯学習センター条例の施行に関し必要な事項を定めるための規則であります。内容につきましてはポイントだけ説明をさせていただきますと、24ページ第2条、使用の許可というところで、条例でいう6条の使用許可に関することなのですが、使用の許可を受けようとする者は、使用日の7日前までに使用許可申請を提出すると、ただし、特別な理由があると認めるときはこの限りでないというふうに定めておりまして、原則1週間前までに予約に基づき申請書を出していた

だくのですが、運用の中で、当日でも必要であれば認められるというような規定にしております。第2項におきまして、その受付の時期、開始時期を規定しております。ホール、ホワイエ、多目的室につきましては6ヶ月前から、その他の施設については2ヶ月前からということでありまして、その他でいいますと音楽演劇練習室やスタジオにつきましては2ヶ月前から、ホールにつきましては半年前から予約できるというふうに定めております。また、第3条におきまして使用の順位ということで、使用許可の順位は申請順によるものとするということで、原則早い順で受け付けるものですが、特に必要と認めた場合、多数が殺到するような場合には、また調整もできるように定めております。次に25ページをご覧ください。第7条の使用料の減免ですが、この生涯学習センターにつきましては原則減免はしないという方向で考えておりまして、第2条に掲げております第2号による場合以外は減免しないということとしております。減免できる場合としましては、学習センター自らが自主事業のために使用する、第2号としまして災害その他やむを得ない事情により使用できなくなった場合、という場合以外は原則減免なしということで、公民館等のように公共の用に使用する場合に減免できるというものではなく、一応受益者負担ということで負担していただくという方向で考えております。それから、使用料の還付につきましては、条例案に定めておりますように、使用料は原則還付しないということとしておりまして、前納、予約に関しては前もって納付していただくというかたちにしております。ただし、やむを得ない場合で使えなかった時のために減免規定を設けているものです。それから、第13条のところ指定管理における管理条項を設けておりまして、指定管理者に管理を行わせる場合としておりますが、今回指定管理業者の指定を受けましたので、この場合にはこのように条例を読み替えるということがそこに記載しております。それから、27ページに移りまして、この別表第1につきましては、第6条に掲げております附属設備等の使用料について使用料を定めようとするものです。施設自体の部屋の使用料につきましては本条例のほうで定めておりますけれども、そこに付帯する設備につきましてはこの規則で定めております。舞台設備のスクリーンであったり、ピアノ、照明設備その他こういった設備について使用料をこのように定めようとするものです。それから、29ページの別表の第2につきましては、先ほどやむを得ない事情により使用できなくなった場合、還付の金額について定めているものです。キャンセル料を以下のような割合で取るというものです。それから30ページ以降につきましては、この規則に基づきます使用許可を申請しようとする場合等の様式について定めているものです。以上になります。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

次に、議案第3号、これも事務局からお願いします。

○生涯学習課長

教育長。42 ページをご覧ください。議案第3号、宇和島市生涯学習センター設置規則を廃止する規則。宇和島市生涯学習センター設置規則を廃止する規則を次のとおり制定する。提案理由としましては、宇和島市生涯学習センターの移転に伴い、新たに条例及び施行規則が制定されたため、宇和島市生涯学習センター設置規則を廃止しようとするものであります。これまでの設置規則は堀端町の中央公民館兼宇和島市生涯学習センターに関する設置規則を定めておりましたが、今回駅前前の宇和島市学習交流センターに移転することに伴い、新たに生涯学習センター条例及び施行規則を定めたので、これを廃止しようとするものです。廃止しようとする規則につきましては44 ページに書き込んである内容となっております。以上です。

◎教育長

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

最後に、議案第4号、これについて説明をお願いします。

○中央図書館長

教育長。46 ページをご覧ください。議案第4号、宇和島市立図書館管理規則の一部を改正する規則を、次のとおり制定しようとするものです。こちらのほうの内容は、47 ページ、48 ページに記載されておりますが、今回の改正のポイントといたしましては、先立って改正いたしました図書館設置条例との整合性を図るための部分、それと中央図書館が宇和島市学習交流センターに移転することに伴い、開館時間、休館日の変更、そして職員の勤務時間の変更にかかる部分の変更となっております。それでは、新旧対照表のございます49 ページ以降をお開きください。まず、先ほど申し上げました条例との整合性の部分ですが、まず第3条の図書館運営上館長が必要と認めるときはの「館長」を、こちらを「教育委員会」に変更いたします。そして、続きまして、開館時間の中央図書館の部分ですが、これまで曜日によって変則的な開館時間を設定しておりましたが、これらを新図書館に移るにあたりまして、一律、中央図書館、日曜日から土曜日まで休みなしで、9時から19時までというふうに変更したいと考えております。また、次に第4条ですが、

休館日のほうも、開館日数が大幅に増えます。ほぼ年中無休ということで月曜日の部分を除けまして、基本的に年末年始のみが休館日となる、それと毎月末日が図書館整理日となっておりますが、月曜日の休館日がなくなることになりますので、そのあたりをきちんとするために、若干の変更を行っております。また一番下のところには館長とありますが、こちらを教育委員会が認める日というように改めます。また、吉田図書館、津島分館におきましても館長が必要と認める日というのがございますので、こちら併せて教育委員会が認める日というように変更をいたします。そして次、6条ですが職員の勤務時間についても変更を行います。宇和島市立図書館、こちら8時30分からの出勤で7時までの勤務となりますので、早番、通常番、遅番ということで3つの勤務時間体制を考えておまして、それぞれ変更を行いたいと考えております。続きまして53ページ目以降にそれぞれ館長と書いてある部分を、全て教育委員会に変更いたします。そして、54ページの19条に関しましては、館長の内申により教育長がとございますが、こちら教育長ではなくて教育委員会が定めるに改めたいと思っております。20条につきましては、館長を教育委員会に変更。そして、次のページ25条以下も館長を教育委員会に、また26条につきましては教育長が定めるを、教育委員会が定めるというふうに変更いたしたいと考えております。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4)その他

◎教育長

何か意見等ありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会2月定例会を2月20日に開催することを決定する。 —

(5)閉会宣言（午後4時40分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会1月定例会を閉会いたします。